

協議第20号 人権同和対策関係の取扱いについて

人権同和対策関係の取扱いについて提出する。

平成16年 1月27日 提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松岡 一 俊

人権同和対策関係の取扱いについて

人権同和対策関係の取扱いについては、新市において次のとおり取り組むものとする。

- (1) 人権擁護に関する条例については、新市において新たに制定する。また、専門部署の設置及び専門職員の配置等、行政組織の充実を図り、統一的な教育・啓発活動が出来るよう、新市において組織体制の整備に努める。
- (2) 新市において、人権関係の基本計画及び実施計画を策定し、人権意識の高揚に努める。
- (3) 人権同和教育の推進については、国・県の動向を踏まえ、人権教育・啓発活動に速やかに取り組む。
- (4) 人権同和教育に関する推進組織については、新市において新たに設置する。

平成16年 2月26日 確認

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	人権同和対策関係の取扱い	関係項目	同和対策事務に関する取扱い	
調整の内容	(1)人権擁護に関する条例については、新市において新たに制定する。また、専門部署の設置及び専門職員の配置等、行政組織の充実を図り、統一的な教育・啓発活動が出来るよう、新市において組織体制の整備に努める。 (2)新市において、人権関係の基本計画及び実施計画を策定し、人権意識の高揚に努める。			
	現		況	
市町村名	菊池市	七城町	旭志村 泗水町	
市町村別内容	1. 条例・規則	菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例 (平成6年9月28日議決) 菊池市部落差別等撤廃・人権擁護審議会規則 (平成6年9月29日議決) 【審議会】 定数 20名以内 構成 市議会議員 学識経験者 各種団体推薦者 他市長が適当と認める者 任期 2年	七城町差別をなくし人権を守る条例 (平成8年七城町条例第31号) 七城町ひとづくり推進委員会設置規則 (平成8年七城町規則第5号)	
	2. 行政組織	総務企画部人権同和対策課 教育委員会社会教育課	総務課 教育委員会教育課	
	3. 啓発・教育組織	菊池市人権同和教育推進協議会	七城町ひとづくり推進委員会	旭志村人権同和教育推進協議会
	4. 加入団体	熊本県市町村人権啓発推進連絡協議会 人権教育啓発センター 菊池郡市人権啓発推進連絡協議会	菊池郡市人権同和教育研究協議会 菊池郡市進路保障協議会	熊本県就学前人権同和教育研究協議会 熊本県人権啓発推進連絡協議会 菊池郡市人権同和教育研究協議会 菊池郡市進路保障協議会
	5. 同和対策に係る事業	就学支度金助成事業 職業訓練受講奨励事業同和対策 小規模融資事業 住宅新築資金等貸付事業 派遣職業訓練費補助事業	-	住宅新築資金等貸付事業(償還のみ) -

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	人権同和对策関係の取扱い	関係項目	人権同和对策事務に関すること	
	現		況	
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	
	泗水町			
市 町 村 別 内 容	<p>差別撤廃・人権擁護に関する条例</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨及び同和对策審議会答申の精神にのっとり、もっとも深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることに鑑み、根本的かつ速やかに部落差別等の撤廃と人権擁護を図り、もって人権尊重を基調とする差別のない明るい菊池市の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(市の責務) 第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。</p> <p>(市民の責務) 第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも部落差別をはじめ人権侵害に関する行為をしてはならない。</p> <p>(市の施策の推進) 第4条 市は、基本的人権を擁護し、部落差別をはじめ、あらゆる差別を撤廃するために必要な生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護意識の高揚等に関する施策について、市民及び関係団体と協力のうえ推進に努めるものとする。</p> <p>(教育及び啓発活動の充実) 第5条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、関係団体と協力関係を密にし、充実した人権教育の推進を図り、あらゆる機会をとらえて、啓発活動を行い人権擁護の社会づくりに努めるものとする。</p> <p>(推進体制の充実) 第6条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃に関する施策を効果的に推進するため、国・県及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。</p> <p>(審議会) 第7条 部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための重要事項を調査審議するため、菊池市部落差別撤廃・人権擁護審議会を置く。</p> <p>2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。</p> <p>(委任) 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>七城町差別をなくし人権を守る条例</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、すべての国民の基本的人権を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別、障害者差別、女性差別等あらゆる差別をなくし人権を守るために必要な事項を定めることにより、人権擁護の意識を高め、差別のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(町の責務) 第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で町民の人権意識の高揚に努めるものとする。</p> <p>(町民の責務) 第3条 すべての町民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、差別をなくすための施策に協力し、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。</p> <p>(町の施策) 第4条 町は、差別をなくすために必要な社会福祉の増進、教育の充実、人権擁護意識の高揚等に関する施策を各種関係団体と協力のうえ推進に努めるものとする。</p> <p>(教育及び啓発活動の充実) 第5条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、各種関係団体と協力関係を密にし、充実した人権教育の推進を図り、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。</p> <p>(推進体制の充実) 第6条 町は、第4条に規定する町の施策を効果的に推進するための推進体制の充実に努めるものとする。</p> <p>(審議) 第7条 第4条に規定する町の施策の重要事項は、七城町ひとづくり推進委員会において審議するものとする。</p> <p>(委任) 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。</p>	<p>旭志村部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念及び同和对策審議会答申の精神にのっとり、もっとも深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることに鑑み、根本的かつ速やかに部落差別等の撤廃と人権擁護を図り、もって人権尊重を基調とする差別のない明るい旭志村の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(村の責務) 第2条 村は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で村民の人権意識の高揚に努めるものとする。</p> <p>(村民の課題) 第3条 すべての村民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。</p> <p>(村の施策の推進) 第4条 村は、基本的人権を擁護し、部落差別等を撤廃するために必要な生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護意識の高揚等に関する施策について、村民及び関係団体と協力のうえ推進に努めるものとする。</p> <p>(教育及び啓発活動の充実) 第5条 村は、村民の人権意識の普及高揚を図るため、関係団体と協力関係を密にし、充実した人権教育の推進を図り、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い人権擁護の社会づくりに努めるものとする。</p> <p>(推進体制の充実) 第6条 村は、部落差別等の撤廃に関する施策を効果的に推進するため、国・県及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。</p> <p>(審議会) 第7条 部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための重要事項を調査審議するため、旭志村部落差別撤廃・人権擁護審議会をおく。</p> <p>2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。</p> <p>(委任) 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。</p>	<p>泗水町人権擁護・差別撤廃に関する条例</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念及び同和对策審議会答申の精神にのっとり、部落差別をはじめ、障害者差別等あらゆる差別をなくすために必要な事項を定めることにより、自由と博愛に満ちた明るい町づくりの実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(町の責務) 第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で町民の人権意識の高揚に努めるものとする。</p> <p>(町民の課題) 第3条 すべての町民は、部落差別をはじめ、障害者差別等あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めなければならない。</p> <p>(町の施策の推進) 第4条 町は、町民及び関係団体と協力のうえ、部落差別をはじめ、障害者差別等あらゆる差別を撤廃するために必要な就労保障、教育の充実、人権擁護意識の高揚等に関する施策の推進に努めるものとする。</p> <p>(教育及び啓発活動の充実) 第5条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、関係団体と協力関係を密にし、充実した人権教育の推進を図り、あらゆる機会をとらえて、啓発活動を行い人権擁護の社会づくりに努めるものとする。</p> <p>(推進体制の充実) 第6条 町は、部落差別をはじめ、障害者差別等あらゆる差別の撤廃に関する施策を効果的に推進するため、国・県及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。</p> <p>(審議会) 第7条 町は、部落差別をはじめ、障害者差別等あらゆる差別をなくすための重要事項を調査審議するため、泗水町人権擁護・差別撤廃審議会をおく。</p> <p>2 審議会の設置、組織及び運営に関する事項は、規則で定める。</p> <p>(委任) 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。</p>

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	人権同和对策関係の取扱い	関係項目	人権同和对策事務に関すること	
	現		況	
市町村名	菊池市	七城町	旭志村 泗水町	
市 町 村 別 内 容	<p>人権教育のための国連10年推進本部</p> <p>菊池市人権教育のための国連10年推進本部設置規程 (設置) 第1条 本市の「人権教育のための国連10年」に係る施策について、関係部局相互の連絡調整を図り、総合的かつ効果的な推進を図るため、菊池市人権教育のための国連10年推進本部を設置する。 (所掌事務) 第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)「人権教育のための国連10年」に係る菊池市行動計画の策定に関すること (2)「人権教育のための国連10年」に係る菊池市行動計画の推進に関すること (3)その他「人権教育のための国連10年」に係る施策に関し必要な事務に関すること (組織) 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。 2 本部長は市長とし、副本部長は助役とする。 3 本部員は、別表に掲げる職にある者とする。 第4条 本部長は、本部を総理する 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があったときは、その職務を代理する。 (本部会) 第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長は議長となる。 (幹事会) 第6条 本部に、第2条の所掌事務を補佐するため、幹事会を置く。 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。 3 幹事長は、本部員のうちから本部長が指名する。 4 幹事は、課等の長の職にある者とする。 5 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長が議長となる。 (専門部会) 第7条 本部に、専門的な事項を調査及び検討するため専門部会を置く。 2 部会は、部会長及び委員をもって組織する 3 部会長及び委員は、幹事のうちから幹事長が指名する 4 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる (意見の聴取) 第8条 本部長及び幹事長は、第2条の掲げる事務に関し必要があると認められるときは、本部員及び幹事以外の者をそれぞれの会議に出席させ、意見を聞くことができる。 (報告) 第9条 幹事長は、幹事会及び専門部会の結果を本部会に報告するものとする。 (庶務) 第10条 本部の庶務は、総務企画部人権同和对策課において処理する。 (委任) 第11条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。</p>	<p>「七城町人権教育のための国連10年推進本部」設置要項 (目的) 第1条 「人権教育の為の国連10年」にかかる施策について、七城町における関係機関の連携・協力を確保し、総合的かつ効果的に推進するため、「七城町人権教育のための国連10年推進本部」を設置する。 (所掌事務) 第2条 推進本部は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。 (1)「人権教育のための国連10年」に係る七城町行動計画の策定に関すること (2)「人権教育のための国連10年」に係る七城町行動計画の推進に関すること (3)その他、本部長が必要と認める事項に関すること (組織) 第3条 推進本部の構成は、別表のとおりとする。 (運営) 第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。 2 副本部長は、本部長を補佐する。 (検討部会) 第5条 推進本部に検討部会を置くことができる。 2 検討部会は、各課等の長が推薦する者で構成する。 3 検討部会に部会長を置き、教育課長をもって充て、部長は検討部会を進行する。 (事務局) 第6条 推進本部の庶務は、教育委員会が関係機関の協力を得て処理する。 (補則) 第7条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営に関する事項は、推進本部長が定める。</p>	<p>設置なし</p>	<p>泗水町人権教育のための国連10年推進本部設置要綱 (目的) 第1条 「人権教育のための国連10年」にかかる施策について、泗水町における関係機関の連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、「泗水町人権教育のための国連10年」を設置する。 (所掌事務) 第2条 推進本部は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。 (1)「人権教育のための国連10年」に係る泗水町行動計画の策定に関すること (2)「人権教育のための国連10年」に係る泗水町行動計画の推進に関すること (3)その他本部長が必要と認める事項に関すること (組織) 第3条 推進本部の構成は、別表1のとおりとする。ただし、本部長は必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。 (運営) 第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。 2 副本部長は、本部長を補佐する。 (検討部会) 第5条 推進本部に検討部会を置く。 2 検討部会の構成は、別表2にかかげる職にある者をもって充てる。 3 検討部会は、推進本部において協議する事項について調整、検討しその結果を推進本部に報告する。 4 検討部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。 5 副部会長は、部会長を補佐する。 (事務局) 第6条 推進本部の庶務は、人権同和对策室において処理する。 (補則) 第7条 この要綱に定めるものの外、推進本部の運営に関する事項は、推進本部長が定める。</p>

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	人権同和対策関係の取扱い	関係項目	人権同和教育の推進	
調整の内容	(3)人権同和教育の推進については、国・県の動向を踏まえ、人権教育・啓発活動に速やかに取り組む。			
	現		況	
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	
市 町 村 別 内 容	<p style="text-align: center;">啓発事業の 具体的内容</p> <p>【事業内容】 1) 菊池市人権・同和教育研究会 ・昭和53年度から毎年1回、8月に開催(終日) ・午前 問題提起・基調講演 ・午後 分科会(10の分科会) ・予算 : 820000円</p> <p>2) お互いが大切にされるまちづくり懇談会 ・昭和48年度から毎年、27～30地区を対象に各地区ごとに公民館で開催。 ・指導者として、行政・学校・運動体・まちづくり推進員・人権教育指導教諭等が参加。 ・予算 : 1371000円</p> <p>3) こころをひらき手をつなぎあう菊池市民のつどい ・平成8年度から実施、平成14年度からは、生涯学習まちづくりフェスティバルとして、社会教育課、人権同和対策課、菊池市PTA連絡協議会、人権同和教育推進協議会と合同で開催。平成15年度は、菊池市企業連絡協議会も共催で参加して実施。 ・記念講演、子どもから大人の発表、小中高等学校の発表、就学前の発表、各支館・団体からの発表、お話の部屋、バザーコーナー、お茶席、その他 ・予算 : 1825000円</p> <p>人権教育推進市町村事業(国補助) 事業費(2,318千円) 補助金(990千円) 市町村人権教育補助事業(県補助) 事業費(1,821千円) 補助金(800千円)</p>	<p>【事業内容】 1) 行政職員人権教育研修会 七城町行政職員を対象に人権・同和教育研修会を開催(6月及び2月講演会) 予算(講師謝金20,000円)</p> <p>2) 人権教育推進大会 町民・行政職員・各学校・各種委員を対象に講演会を開催(毎年1回) 予算(50,000円)</p> <p>3) 人権教育指導者研修会 町行政・教育行政・各種委員・学校・企業関係等を対象に年1回開催(各小中学校人権作文朗読及び講演) 予算(50,000円)</p> <p>4) 保・幼・小・中人権教育全員研修会 教育委員・教育課職員・保育士・幼稚園教諭・小中学校教諭を対象とした全員研修会 講演会 「保育園・幼稚園・小中学校での人権教育の進め方及び地域啓発について」 講師: 菊池教育事務所社会教育主事 予算(なし)</p> <p>人権教育推進市町村事業(国補助) 該当なし 市町村人権教育補助事業(県補助) 該当なし</p>	<p>【事業内容】 1) 講演会(県費) 婦人会、議会議員、PTA等各団体毎に人権教育の講演会等を実施</p> <p>2) 地区別懇談会(県費と同推協で) 毎年11月に実施 全23集落を6班で回る 指導者(教諭、役場職員、支部) ビデオを上映し、その後、班に分かれて意見交換を行う</p> <p>3) 人権フェスティバル(県費と村費) 毎年10月第4土曜日に旭志小学校体育館で1日実施 保、幼、小、中の発表 講師を招いての講演会 昼食等の各種バザー、その他子供向けのイベント</p> <p>4) 同和教育推進大会(県費) 毎年3月第1土曜日の午後7時30分から旭志村多目的研修センターで開催 講師を招聘し、講演会を実施</p> <p>5) 集会所事業 人権教育集会所において、人権教育推進市町村事業(国費)により実施 子ども会、保護者会、女性、成人、むつみ会、高齢者、成人、三の西沖の各学級 外国人との交流事業</p> <p>人権教育推進市町村事業(国補助) 事業費(2,514千円) 補助金(1,257千円) 市町村人権教育補助事業(県補助) 事業費(1,570千円) 補助金(785千円)</p>	<p>【事業内容】 1) 人権同和教育研究大会 毎年2月の第2土曜日に開催(午後から) ・各小中学校からの人権学習(集会所学習など) ・社会啓発リーダー養成講座参加者からの意見発表 ・人権啓発に関する町の取り組み報告 予算: 町同推協から500千円</p> <p>2) 人権教育講演会 ・毎年3月の「生涯学習フェスティバル」開催時に人権教育講演会として開催 ・各自治公民館の中で、人権講和を開催(6会場) 予算: 町から500千円 + 同推協から200千円</p> <p>3) 社会啓発リーダー要請講座 年間6回の講座を開催(参加者は各団体の代表者約30名) ・町職員、学校職員、PTA関係者、女性の会、むつみ会 民生児童委員、泗水支部 予算: 町同推協から300千円</p> <p>【集会所学習】 ・青年学級・女性学級・保護者学習 ・解放子ども会学習 (仲間づくり学習・子ども会キャンプ他)</p> <p>人権教育推進市町村事業(国補助) 事業費(3,394千円) 補助金(1,247千円) 市町村人権教育補助事業(県補助) 事業費(260千円) 補助金(90千円)</p>

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	人権同和対策関係の取扱い	関係項目	人権同和教育に関する推進組織
調整の具体的内容	(4)人権同和教育に関する推進組織については、新市において新たに設置する。		
	現		況
市町村名	菊池市	七城町	旭志村
市 町 村 別 内 容	人 権 (同 和) 教 育 推 進 協 議 会	人 権 (同 和) 教 育 推 進 協 議 会	人 権 (同 和) 教 育 推 進 協 議 会
	<p>【名称】 菊池市人権同和教育推進協議会</p> <p>【構成】 会長・副会長・事務局・監査</p> <p>【部会】 1)学校教育推進部会 2)社会教育推進部会 3)行政推進部会 4)進路保障推進部会 5)就学前部会 6)菊池市解放教育研究会</p> <p>【組織】 行政関係者、教育・行政関係の各機関、団体、小中高等学校、菊池市企業連絡協議会、解放同盟支部</p> <p>【事業内容】 1)菊池市人権・同和教育研究集会 2)お互いが大切にされるまちづくり懇談会 3)ここをひらき手をつなぎあう菊池市民のつどい</p> <p>【予算】 平成15年度予算額(5,142千円) うち市補助(4,361千円)</p>	<p>【名称】 七城町人づくり推進委員会</p> <p>【構成】 会長・副会長・事務局・監査</p> <p>【部会】 1)行政部会 2)企業部会 3)進路保障部会</p> <p>【組織】 議会代表、教育行政関係の各機関団体、小中学校、保育協議会等、20名以内</p> <p>【事業内容】 1)行政職員人権教育研修会 2)人権教育推進大会 3)人権教育指導者研修会 4)保・幼・小・中人権教育全員研修会</p> <p>【予算】 平成15年度予算額は、社会教育予算で対応</p>	<p>【名称】 旭志村人権同和教育推進協議会</p> <p>【構成】 会長・副会長・事務局・監査</p> <p>【部会】 1)社会教育部会 2)学校教育部会 3)就学前教育部会 4)進路保障部会 5)企業部会</p> <p>【組織】 保育園、幼稚園、小・中学校及び関係機関団体、企業</p> <p>【事業内容】 1)講演会 2)地区別懇談会 3)人権フェスティバル 4)同和教育推進大会</p> <p>【予算】 平成15年度予算額(3,230千円) うち村補助(3,078千円)</p>

協議第20号 人権同和対策関係の取扱い 参考資料(先進事例)

地 域 名	調 整 方 針
<p>菊池南部四町合併協議会 (大津町・菊陽町・合志町 西合志町)</p>	<p>人権関係の取扱いについては、新市において次のとおり取り組むものとする。</p> <p>(1)人権擁護に関する条例については、新市において新たに制定する。又、専門部署の設置及び専門職員の配置等行政組織の充実を図り、統一的教育啓発活動ができるよう、新市において組織体制の整備に努める。</p> <p>(2)新市において人権関係の基本計画及び実施計画を策定し、人権意識の高揚に努める。</p> <p>(3)人権教育の推進については、国・県の動向を踏まえ人権教育、啓発活動に速やかに取り組む。</p> <p>(4)人権教育に関する推進組織については、新市において新たに設置する。</p>
<p>南阿蘇三村合併協議会 (白水村・久木野村・長陽村)</p>	<p>人権教育・同和対策事業の取扱いについては、事業の重要性を踏まえ、新村において次のとおり取り組むものとする。</p> <p>(1)条例・規則の制定、専門部署の設置及び専門職員の配置等については、行政組織の充実を図り、新村において速やかに取り組む。</p> <p>(2)教育・啓発組織については、組織の充実を図り、人権尊重思想の普及高揚に努める。</p> <p>(3)新村において人権教育及び人権啓発の推進関係の基本計画及び実施計画を策定し、人権意識の普及高揚に努める。</p> <p>(4)人権教育及び人権啓発の推進に関する事業の取扱いについては、国・県・他市町村の動向を踏まえ、新村において検討する。</p> <p>(5)同和対策事業関係については、現行のとおり新村に引き継ぐものとする。</p>
<p>宇城西部五町合併協議会 (三角町・不知火町・松橋町 小川町・豊野町)</p>	<p>人権(同和)対策関係事業の取扱いについては、事業の重要性を踏まえ、新市において次のとおり取り組むものとする。</p> <p>(1)条例・規則の制定、専門部署の設置及び専門職員の配置等行政組織の充実、啓発・教育組織の設置については、新市において速やかに取り組む。</p> <p>(2)新市において人権(同和)対策事業の基本計画を策定し、人権意識の高揚に努める。</p> <p>(3)人権(同和)対策事業については、国・県・他市町村の動向を踏まえ、新市において検討する。</p>